（様式2）

資料№11

戸塚区連合町内会自治会連絡会11月定例会　議題

所管部署：市民局地域活動推進課

議題名：令和9年度改選　委嘱委員の推薦について【協力依頼】

お願いしたいこと
事業の内容周知のため、各自治会町内会1部ずつ資料を配布いたしますので、ご承知おきください。

（参考）　例年お願い・説明しているものです。 （前回は、令和6年11月の区連会で説明しています。）

＜問合せ先＞

担当部署	「委嘱委員の推薦依頼文」 の 各委員の問い合わせ先へ お問合せください
担当者名	
TEL	
Email	

地区連合町内会長　各位
自治会町内会長　各位

戸塚区長

令和９年度改選　委嘱委員の推薦について（依頼）

日頃から、区政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在各地域で御活躍いただいております次の委嘱委員の方々の任期が、令和９年３月 31 日をもって満了となります。

つきましては、新たな候補者の推薦について御協力くださいますようお願い申し上げます。

委嘱委員	スポーツ推進委員	消費生活推進員	保健活動推進員	環境事業推進委員	明るい選挙推進員
任期	２年（令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日）				
推薦人数	地域の実情に応じた、自治会活動に必要な人数（人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等と御相談のうえ必要と思われる人数）	原則自治会町内会で１名（地域の実情に応じて柔軟に対応してください）	原則自治会町内会で１名（地域の実情に応じて増員や連合単位での推薦ができます。）（※詳細別紙参照）	原則自治会町内会で１名以上（地域の実情に応じて柔軟に対応してください）	**連合町内会**で各２名程度（地域の実情に応じて柔軟に対応してください）
推薦書の提出方法	**①電子申請システムで申請** ※電子申請システムでの提出方法は裏面をご覧ください。 **②郵送** ※同封の**【返信用封筒 ①】**をご利用ください。				**郵送** ※同封の**【返信用封筒 ②】**をご利用ください。
提出期限	**令和９年２月 19 日（金）**				
問合せ先	**地域振興課** スポーツ推進委員担当 電話 866-8412	**地域振興課** 消費生活推進員担当 電話 866-8416	**福祉保健課** 健康づくり係 電話 866-8426	**資源循環局戸塚事務所** 電話 824-2580	**総務課** 統計選挙係 電話 866-8315
詳細資料	資料１及び別紙	資料２及び別紙	資料３及び別紙	資料４及び別紙	資料５及び別紙

【電子申請システムでの推薦候補者の届出について】

以下の委嘱委員ごとの入力フォームに推薦候補者の情報をご入力ください。

※電子申請システムに入力いただいた場合は用紙での提出は不要です。

〇スポーツ推進委員

電子申請システム URL

（https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/6363ee55-8753-4024-8b59-66f8644f797d/start）

〇消費生活推進員

電子申請システム URL

（https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/f9a1d1b6-f265-4991-b0a6-77a5a8a4ac6e/start）

〇保健活動推進員

電子申請システム URL

（ https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/101764f0-2319-4d0c-b980-536f5f4796c2/start）

〇環境事業推進委員

電子申請システム URL

（https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/23d752c9-0b82-480e-8b57-9402b6f2691a/start）

【資料1】

第 36 期横浜市スポーツ推進委員の推薦について

１　趣旨

横浜市では、スポーツ基本法及び横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、地域におけるスポーツ振興を推進するため、スポーツ推進委員を委嘱しています。

現在委嘱しているスポーツ推進委員の任期が令和９年３月 31 日をもって満了となることから、新たにスポーツ推進委員を委嘱するため、各自治会町内会に候補者の推薦をお願いいたします。

２　概要

任期	２年
委嘱期間	令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日
主な職務	(1)　スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。 (2) スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。 (3) スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。 (4) 前３号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための指導及び助言を行うこと。〃
推薦人数	**地域の実情に応じた、自治会活動に必要な人数** （自治会町内会または地区連合町内会からの推薦） ※　人数調整が必要な場合は、地区連合町内会、各地区スポーツ推進委員連絡協議会会長等とご相談ください。 ※　スポーツ推進委員の地区会長や個人のスポーツ推進委員にも担い手探しを依頼できる仕組みとして、紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）と、スポーツ推進委員の説明に使用できるようチラシを御用意しましたので、ご活用ください。
推薦基準	次の要件を満たす方を推薦してください。 (1) 18 歳以上の横浜市在住の方 (2) 委嘱時（令和９年４月１日現在）に、新任の場合は原則 65 歳未満の方、再任の場合は原則 70 歳未満の方 (3) 社会的信望があり、スポーツに深い関心と理解がある方 (4)　地域などで、熱意をもってスポーツ大会や各種スポーツ教室の企画・運営をし、指導・助言のできる方 (5) スポーツ活動・行事に積極的に参加できる方
年齢要件（上限）	新任者は原則 65 歳未満、再任者は原則 70 歳未満

裏面あり

【資料1】

３　依頼時期

11 月下旬から 12 月上旬までに各区地域振興課から依頼文書を送付します。

４　提出書類

スポーツ推進委員候補者推薦書（第１号様式）

５　推薦報告書の提出期限及び提出先

(1)　提出期限　　令和９年２月 19 日（金）
(2)　提 出 先　　各区地域振興課スポーツ推進委員担当

６　配付資料

(1)　スポーツ推進委員候補者推薦書（第１号様式）
(2)　横浜市スポーツ推進委員チラシ
(3)　横浜市スポーツ推進委員の職務概要
(4)　紹介シート（「横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）」）

にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
担当：柄澤
電話：671-3287

【資料1】



世界トライアスロン横浜大会

コースの設営・撤去、沿道整備などに携わっています！



横浜マラソン

参加者の誘導や警備
などで活躍しています！

あなたも
やってみませんか？

スポーツを通して地域貢献

横浜市 スポーツ推進委員

横浜市を代表する大きなイベントから、
地域に根差した地元のイベントまで、さまざまな場で活躍中！



さまざまな研修の機会

救命救急講習会、モルック、ボッチャ
など競技の審判講習会も！





**小学生スポーツ
フェスティバル**

夏祭りでの屋台出店

スポーツ以外のイベントも！



【資料1】

スポーツ推進委員（スポ推）とは？

・地域スポーツ推進のため、地域で選出され、市長から２年の任期で委嘱されて活動しています。
・スポーツイベントや大会の企画・運営を行っています。
・勤続年数の長さや活動実績によって表彰されます。



横浜市のスポ推は？

・横浜市では約 2,500 人のとても多くのスポ推が活躍しています。
・スポーツ経験の有無、障害の有無問わず誰でもなれます！



スポ推になるには？

・自治会・町内会長に推薦してもらいましょう。
（自治会・町内会についてのご不明点は、各区役所の地域振興課にお問合せください）
・任期途中でも仲間入りできます！



詳しくはこちらへ

自治会・町内会長の皆様へ

・各地域で活動するスポーツ推進委員の推薦にご協力をお願いします。
・推薦人数は、地域の実情に応じて、自治会活動に必要な人数をご推薦ください。

先輩スポ推の声

地元のつながりができて楽しいし、新しいことができます！



地域の情報が得られて、いつも新鮮でおもしろいですよ！



子どもの頃の体験は地域の人々のおかげだと気づきました。地域への恩返しと思っています！



横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10　電話 045-671-3287　FAX 045-664-0669

令和６年10月発行

【資料1】

横浜市スポーツ推進委員の職務概要

1　役割

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法並びに横浜市スポーツ推進委員規則に基づき、**横浜市長から委嘱される非常勤公務員であり、本市スポーツ行政の推進者として重要な役割**を担います。また、特に活動の拠点を地域におき、**地域住民と連携し地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション振興事業を展開していく役割**を担っています。

生涯スポーツ社会の実現のためには、住民が主体となった地域における新たな生涯スポーツ振興のしくみづくりが求められており、その育成・支援についてもスポーツ推進委員の活躍が期待されています。

2　スポーツ推進委員の主な事業

地区（または自治会・町内会）を単位としたスポーツ事業の企画・実施・支援

(1)　地区運動会・レクリエーション大会・各種スポーツ教室等の企画実施

(2)　すべての市民（子ども・青少年・高齢者・障害者）へのスポーツの普及振興

(3)　総合型地域スポーツクラブの育成・支援

(4)　文化・スポーツクラブへの参画

(5)　その他、地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及・振興に関する諸事業の実施

市のスポーツ事業への参画並びに協力

(1)　区のスポーツ事業

ア　区民スポーツ大会・区民レクリエーション大会等

イ　スポーツ・レクリエーションに関する研修事業

ウ　その他、区で行うスポーツ事業

(2)　市のスポーツ事業

ア　スポーツ推進委員大会・スポーツ推進委員研修会

イ　地域の指導者として必要な研修事業

ウ　横浜マラソン・ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会等、市で行うスポーツ事業

エ　その他、横浜市で開催される国際競技大会等

裏面あり

【資料1】

スポーツ基本法（抜粋）

平成23年６月24日法律第78号

（スポーツ推進委員）

第三十二条　市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあっては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

２　スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

３　スポーツ推進委員は、非常勤とする。

横浜市スポーツ推進委員規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 31 日
規則第 36 号
（平 23 規則 74・改称）

（職務）

第２条　委員は、市民のスポーツの振興のため、次に掲げる職務を行う。

（１）　スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整及び協力を行うこと。

（２）　スポーツの実技の指導及び助言を行うこと。

（３）　スポーツ活動の促進のための組織の育成及び拡充を図ること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、スポーツの推進のための指導及び助言を行うこと。

【資料1】

【宛先】

地区スポーツ推進委員連絡協議会

委員　・　会長

【差出人】

自治会／町内会　・　地区連合町内会

横浜市スポーツ推進委員推薦候補者の紹介について（依頼）

時下　ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃から、自治会町内会活動に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、今年度末で満了するスポーツ推進委員の改選にあたり、次期スポーツ推進委員としてご尽力いただける方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただきたくお願い申し上げます。

【候補者選出届】※太枠は必須事項です。

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　か月	歳
住　　所		電話番号
〒		（自宅）
		（携帯）
Ｅメール		
被紹介者（紹介を受ける者）の同意について（下の□にチェックを入れてください。）		
□ 紹介にあたり、被紹介者に説明を行い、被紹介者の同意を得ています。		

取得した個人情報は、横浜市スポーツ推進委員連絡協議会及び各区スポーツ推進委員連絡協議会における連絡調整の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

【資料1】

スポーツ推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

区長

（推薦者職氏名）

自治会町内会名

自治会町内会長名

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	推薦日までの勤続年数（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　月	歳
住　　所		電話番号
〒 区		（自宅） （携帯）
Ｅメール※		

スポーツ・レクリエーションに関する資格・特技　※
スポーツ推進委員活動において参考となる資格・特技がございましたら、ご記入ください。

※欄は任意です

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

【資料2】

令和９・10年度横浜市消費生活推進員募集について

１　趣　　旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を募集します。（事業開始年度：昭和56年度）

〔消費生活推進員の位置づけ〕

【横浜市消費生活条例：抜粋】
第16条　市長は、市民の安全で快適な消費生活の推進に熱意と識見を有する者のうちから、消費生活推進員を委嘱することができる。
２　消費生活推進員は、消費生活に関する知識の普及及び消費者の自主的な活動を推進するとともに、市が実施する消費生活に関する施策への協力その他の活動を行う。
【横浜市消費生活条例施行規則：抜粋】
第７条　消費生活推進員の任期は、２年とする。
２　消費生活推進員は、再任されることができる。
【横浜市消費生活推進員要綱：抜粋】
第５条
３　消費生活推進員の再任は、２回を上限とする。
ただし、以下の要件により市長が必要と認める場合は、３回以上再任されることができる。
(1) 後任者が不在である場合
(2) 消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合

２　活　　動

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1)　地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

活動分類	内　　容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加	年２回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意（地区の実情により実施）
	環境に配慮した購買行動の推進	
	情報紙の発行・回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2)　その他の活動

ア　推進員相互の情報交換等
イ　研修への参加
ウ　市が行う消費者行政に対する協力

３　募集対象者

令和９年４月１日現在、18歳以上で　「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

【資料2】

４　任　　期

・１期２年で市長から委嘱を受けて活動します。
・今回の募集では令和９年４月から令和11年３月までが任期です。
・再任は２回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、市長が必要と認める場合は、３回以上再任されることができます。

５　募集方法

募集方法については、原則、推薦です。

⑴　募集形式

推薦：推薦団体
推薦は、自治会町内会等の単位を推薦団体とします。

⑵　推薦・応募用紙の配布

推薦用
用紙は令和８年11月下旬に自治会町内会に各区地域振興課から配布します。

⑶　推薦書及び応募用紙の提出先

各区地域振興課

⑷　その他

ア　公募と推薦が重複した場合は推薦として取り扱います。
イ　活動は応募方法にかかわらず、原則として地区内の推進員全員で１団体を形成し、一緒に活動していただきます。

６　募集期間

令和９年２月１日(月)から令和９年２月19日(金)まで

７　委　　嘱

令和９年４月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

【資料2】

令和９･10年度横浜市消費生活推進員　推薦の詳細について

１　趣　　旨

横浜市では、消費者の主体的活動を促進し、市民の安全で快適な消費生活の推進を図ることを目的として、横浜市消費生活推進員を「推薦」と「公募」により募集いたします。

なお、区によっては推薦や公募をしない場合もあります。

このうち「推薦」について、自治会･町内会等からの御推薦をお願いするものです。

２　任　　期

・１期２年で市長から委嘱を受けて活動します。

・今回の募集は令和９年４月から令和11年３月までが任期となります。

・再任は２回までです。ただし、後任者が不在である場合や、消費生活推進員活動の運営上、再任が適切である場合など、必要と認められる場合は、３回以上再任されることができます。

３　消費生活推進員とは

横浜市消費生活推進員は、次の活動を行います。

(1)　地区活動

原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として以下のような活動をします。

活動分類	内　　容	実施回数
消費生活に関する知識・情報の地域への普及啓発活動	消費者被害未然防止･拡大防止に関する啓発講座等の開催や地域の見守り活動への参加	年2回以上
	上記以外の消費生活に関する啓発講座等の開催	実施回数は任意（地区の実情により実施）
	環境に配慮した購買行動の推進	
	情報紙の発行･回覧、パネル等の展示の実施等の広報活動	
消費者と事業者の交流促進	商店街・メーカー等との意見交換・懇談会	

(2)　その他

ア　推進員相互の情報交換等

イ　研修への参加

ウ　市が行う消費者行政に対する協力

【資料2】

4　募集対象者

令和９年４月１日現在、18歳以上で、「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。

5　推薦用紙の配布について

推薦用紙は11月下旬から12月上旬にかけて区役所地域振興課から送付します。

6　推薦書の記入について

御記入いただいた個人情報は、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和９・10年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますので御了承ください。横浜市消費生活推進員事業にかかわること以外の利用はいたしません。

7　提出期限及び提出先

令和９年２月19日(金) までに区役所地域振興課まで御提出下さい。

なお、自治会町内会の役員改選時期などの関係から募集期間内に推薦が困難な場合は、区役所地域振興課へ御相談ください。

8　委　　嘱

令和９年４月以降、区が開催する委嘱式等の場で、委嘱状を交付します。

【お問合せ先】
戸塚区地域振興課　消費生活推進員担当
住所　　〒244-0003　横浜市戸塚区戸塚町
電話番号　866-8416　FAX　864-1933
メール　to-bunka@city.yokohama.lg.jp

【資料2】

令和9・10年度

横浜市 消費生活推進員を 募集します

地域の見守りや啓発活動で消費者被害を防ぎましょう！

地域における安全で快適な消費生活を推進してくださる方を市長が委嘱します。
昭和56年からの歴史ある制度です。



©YUKI ISHII

横浜市消費生活推進員キャラクター
かしこちゃん

「消費生活推進員制度」横浜市WEBページ

こんなこと、聞いたことありませんか？

- 「分電盤の工事が必要」と言われ、その場で契約してしまった
- 「屋根が壊れているのが見えた」と業者が突然訪問し、工事日程を決めてしまった
- 1回だけのお試しのつもりが、定期購入になっていた
- 賃貸住宅の退去時に請求された金額に納得できない

すべて「消費生活」のトラブルに関することです

消費生活推進員の主な活動

学ぶ
研修や講演会などを通じて、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域での見守りのポイントを学びます

広める
講座や地域イベント、情報紙などを通じて、消費生活に関する知識や情報を地域に広めます

見守る
地域の見守り活動に参加し、消費者被害の未然防止や拡大防止に取り組みます

つなぐ
消費者トラブルの相談ができる「横浜市消費生活総合センター」を周知し、困っている方を相談先につなぎます

募集について

任期	令和9年4月から令和11年3月までの2年間（原則再任は2回まで）
対象	令和9年4月1日現在、18歳以上の方
活動範囲	原則として、お住まいの地区を中心とする連合町内会の範囲

詳細・お問合せ先は別紙をご確認ください。

※本チラシの一部のイラスト作成に生成AIを活用しています。

経済局消費経済課

【資料2】

消費生活推進員候補者推薦書

戸塚区長　　令和　　年　　月　　日

地区連合町内会名

推薦自治会・町内会名

推薦者（自治会町内会長）

（フリガナ）		
氏　名		
再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）	推薦年度の４月１日現在の年齢
再任・新任	年　　月	歳
住　　所		電話番号
〒		（自宅）
		（携帯）
Ｅメール		

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 ☐ 推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、条例の定める場合や本人の同意がある場合等を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用、提供することはありません。

消費生活推進員の推薦は、横浜市電子申請システムからもお手続きいただけます。↓

【資料3】

横浜市保健活動推進員の推薦について

1　趣旨

横浜市では、地域の健康づくりを推進するため、約3,400人の保健活動推進員の皆様に様々な活動を行っていただいており、健康寿命の延伸、生活習慣病予防など、本市の健康課題への対応に大きく貢献していただいています。

現在委嘱されている保健活動推進員の皆様は、令和９年３月末日に任期満了となります。つきましては、次期の保健活動推進員について推薦をお願いします。

2　任期

２年間（令和９年４月１日から令和11年３月31日まで）

※ただし、再任を妨げません。

3　保健活動推進員の活動

「地域における健康づくり活動」に従事していただきます。

詳しくは、添付のチラシ（緑色）や、

区の保健活動推進員ウェブサイトを御覧ください。

※チラシは被推薦者の方にもお渡しください。

↑戸塚区保健活動推進員
ウェブサイトはこちら

4　推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
(2) 任期の２年間を通して活動ができる方
(3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方
(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方
(5) 委嘱時（令和９年４月１日現在）に、原則78歳未満の方

5　推薦依頼人数

原則　自治会町内会で１人

※ただし、250世帯を超えるごとに１人追加できることとしています。（別紙参照）

6　推薦方法

各自治会町内会で、必要に応じ、現在委嘱されている地区保健活動推進員会会長などと御協議のうえ、添付「保健活動推進員の推薦名簿」または電子申請システム（https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/101764f0-2319-4d0c-b980-536f5f4796c2/start　または下の二次元コード）により区長あてに推薦してください。

電子申請二次元コード→

【資料3】

7　推薦の期日および提出先

（1）推薦の期日　　令和９年２月 19 日（金）必着

（2）提　出　先　　戸塚区福祉保健課（区役所 62 番窓口）

※名簿には個人情報が記載されていますので、お取扱いに御注意ください。

8　お願い

保健活動推進員は、福祉保健センター等が実施する研修を受講し活動しますので、２年間在職することによって所期の職務を果たすことができます。

保健活動推進員の推薦にあたっては、２年間の任期を満了できますよう、格別の御配慮をお願いします。

自治会町内会の推薦枠を超えるなど、連合町内会長からの推薦を御検討の場合は、担当に御相談ください。

担当：戸塚区福祉保健センター福祉保健課
健康づくり係　田口、小林、山口
電話：045-866-8426

【資料3】

あなたの力を、いま

保:活に。



あなたの力で、地域のみんなをもっと健康に。
横浜市では、いま保健活動推進員を求めています。

横浜市保健活動推進員会

【資料3】

Q 保健活動推進員とは？

保健活動推進員とは、市長から委嘱された地域の健康づくりのリーダーです。
区役所と協力しながら市民の健康づくりの推進のために活躍しています。

Q 活動内容は？

- 健康づくり活動

【活動例】健康チェック、ウォーキングイベントの開催、健（検）診受診や禁煙に向けた啓発

- 介護予防や子育て支援など、地域の実状にあわせた活動

【活動例】介護予防体操サロンの開催、赤ちゃん教室の開催

- 区役所等の健康づくり事業への協力

Q どんな人がなれるの？

次の要件を満たし自治会町内会等の推薦を受けた方（横浜市民）を、市長が委嘱します。

- 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方
- 任期の２年間を通して活動ができる方
- 委嘱日の属する年度の４月１日現在で原則 78 歳未満の方



渡辺会長（西区）

初めての活動には、不安を感じる方も多いと思います。私もそうでした。しかし、保健活動推進員の活動は、一人で頑張るものではありません。「これならできるかな」と思えることから始め、無理なく自分のペースで続けてください。活動を通じて少しずつ興味や活動の幅を広げながら、仲間と支え合って活動していきましょう。



久保会長（保土ケ谷区）

保健活動推進員は、行政と地域住民をつなぐ架け橋として、健康に関する情報を地域へ届ける大切な役割を担っています。活動を通じて健康づくりに貢献できるだけでなく、地域の仲間とのつながりも広がります。まずは一歩踏み出してみませんか。皆さんと一緒に、地域の健康づくりを進めていきましょう。



原田会長（緑区）

あなたの人生で、健康は何番目に大切ですか。健康は、いきいきとした毎日を送るための大切な土台です。保健活動推進員として地域の健康づくりに取り組むことは、自分自身や家族の健康への関心を高めることにもつながります。ぜひ私たちと一緒に、健康づくりの輪を広げていきましょう。

詳しい活動内容等は、ホームページをご確認ください。 横浜市保健活動推進員 検索

発行：横浜市健康福祉局健康推進課
045-671-2454 kf-kenkouyokohama@city.yokohama.lg.jp
横浜市保健活動推進員会

【資料3】

令和　　年　　月　　日

横浜市戸塚区長

推薦団体（自治会町内会名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会町内会長名　　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保健活動推進員推薦名簿

（任期：令和９年４月１日～令和11年３月31日）

保健活動推進員について、次のとおり推薦します。

ふりがな 氏名	住所（町名から）	電話番号	令和９年 ４月１日 時点の年齢	新任・ 再任 の別※
				新 再
				新 再
				新 再
				新 再

※　新任･再任のどちらかに○をつけてください。再任は前回委嘱からの継続の方になります。

【お願い】

推薦事項に異動がある場合は、ただちに区の福祉保健課に連絡をし、変更の手続きをとってください。名簿には住所などの個人情報が記載されていますので、取扱いには十分に御注意をお願いします。

保健活動推進員の推薦要件

横浜市民で、次の要件を満たす方を推薦してください。

(1) 健康づくりに関心があり、地域で健康づくり活動を実施する意欲がある方

(2) 任期の２年間を通して活動ができる方

(3) 地域の各種団体・機関や住民と連携し、自主的に活動ができる方

(4) 福祉保健センターが実施する健康づくり関係事業に、積極的に参画できる方

(5) 委嘱時（令和９年４月１日）に、原則78歳未満である方

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。

個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

【資料4】

環境事業推進委員候補者推薦書

令和　　年　　月　　日

資源循環局長

（推薦者職氏名）
自治会町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自治会町内会長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次の者を環境事業推進委員に推薦します。

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

フリガナ		再任・新任の別	当初委嘱年月（再任者のみ）※
氏　名		再任・新任	平成・令和　　年　　月
住　　所			電話番号
〒 区			（自宅・携帯）
メールアドレス※			

※欄は任意です。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意及び推薦内容の本人確認について
推薦をされる際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得ていただきますようお願いします。同意を得られましたら、以下のチェック欄に「レ点」をご記入ください。 □ 推薦にあたり、氏名等推薦内容は、被推薦者の同意・確認を得ています。

取得した個人情報は、委嘱委員相互の連絡、本市所管課における共有及び連絡の目的に利用します。個人情報の保護に関する法律に基づき、法令等に定める場合又は本人の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用又は提供することはありません。

事務所記入欄
受付日：令和　　年　　月　　日、　入力日：令和　　年　　月　　日、　W チェック：□
受付者：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、　委嘱予定日：令和　　年　　月　　日

【資料4】



地域で清掃活動



集積場所で分別啓発



プラごみ削減キャンペーン



地域で啓発活動

環境事業推進委員は「GREEN LEADER（グリーン リーダー）」

環境事業推進委員は「環境にやさしい行動」の地域での推進役。
ごみの分別やリサイクル、エコなことに興味のある方を募集します。

「GO GREEN」は「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。2050年の脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者の皆様と共に、脱炭素・環境施策を推進するための合言葉です。脱炭素施策を始め、生物多様性、資源循環等、脱炭素社会の実現につながる環境施策全般のスローガンです。



地域への情報発信（集積場所掲示物等）



連絡協議会

【資料4】

ヨコハマプラ5.3

環境事業推進委員とは…

どんな立場？

自治会町内会ごとにご推薦いただき、市長から委嘱する委員です。

それぞれの地域で、資源循環の取組（ごみ減量・資源化）、街の美化、脱炭素の推進等を中心に、環境全般の事業を推進するボランティアリーダーです。

任期は？

令和９年４月１日～令和11年３月31日　（２年間）

活動は？

・ごみ集積場所での分別排出やごみ出しマナーの啓発
・地域清掃や美化キャンペーン
・地域イベント等での３Ｒ行動の啓発
・地域と行政機関との連絡調整や情報提供

自治会町内会内の活動と、地区・区ごとの活動があります。



３Ｒ月間イベント

脱炭素って？

今、地球上では、CO_2（二酸化炭素）などの温室効果ガスの増加が原因とみられる気候変動・異常気象が起こっています。温室効果ガスの大半を占めるCO_2は、石油などの化石燃料を燃やすと発生します。

脱炭素社会の実現に向けて、３Ｒの推進や省エネなど、CO_2排出量を減らす、「環境にやさしい行動をとる（GO GREEN）」取組みを、毎日の生活の中から進めましょう。

環境事業推進委員の地域活動にお役に立つよう、
以下の支援をしています。

活動の手引き



研修会



〇研修会／参考資料の配布
・委嘱式時に研修会を実施
・毎年1回程度全体研修会を実施
・具体的な活動事例を紹介する手引の配付
・脱炭素や資源循環にかかる資料を配付

〇Web
・自身の学びや啓発活動に役立つ情報を掲載

〇活動費の助成
・地区連合町内会単位に活動費を助成

ウェブページ

環境事業推進委員　検索

問合せ　横浜市 資源循環局 戸塚事務所　TEL824-2580　横浜市 資源循環局 喫煙対策・美化推進課　TEL671-3817

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

【資料5】

戸塚区明るい選挙推進協議会推進員の推薦について

戸塚区明るい選挙推進協議会の規約に則り、令和９年４月１日付で、推進員（会員）の任期満了に伴う改選を実施します。従来どおり、各連合町内会からご推薦をいただきたいと考えておりますので、別紙「推薦名簿」にご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

ご多忙中とは存じますが、今後ともご支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

１　明るい選挙推進協議会の目的

民主主義の基盤である明るい選挙の実現、及び区民の投票参加の推進を期し、自主的な選挙啓発運動を強力に展開することにより、広く区民の間に明るい選挙の意識を醸成することを目的としています。

２　戸塚区明るい選挙推進協議会の活動

明るい選挙推進協議会推進委員会・総会へのご出席や３つの事業部会に分かれての選挙啓発活動を実施していただきます。また、選挙時の街頭啓発、期日前投票所の立会人などに従事していただきます。

(1)　第１事業部会

戸塚ふれあい区民まつりへ出展し、啓発活動を実施します。令和８年度は子育て世帯をターゲットに、クイズ選挙や啓発物品配布を実施しました。

(2)　第２事業部会

若年層向けの啓発活動として、大学祭出展や、高校生への啓発活動を実施します。令和８年度は、明治学院大学戸塚まつりと戸塚高校文化祭への選挙ブースの出展を行いました。

(3)　第３事業部会

推進員向けの研修会を企画・実施します。令和８年度は、横浜市会棟見学の企画や、外部講師による「明るい選挙推進協議会の活動と選挙啓発について」をテーマとした研修会を実施する予定です。

３　今回ご推薦いただく推進員の任期等

(1)　任期

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日までの２年間

(2)　推薦人数

各連合町内会から２名程度

(3)　ご提出期限

令和９年２月 19 日（金）

(4)　ご提出方法

返信用封筒による郵送、または下記アドレス宛てのＥメールでの提出

４　添付資料

(1)　別紙１_推薦名簿

(2)　別紙２_横浜市戸塚区明るい選挙推進協議会規約

(3)　別紙３_参考資料（白バラよこはま戸塚区抜粋・令和８年度活動内容紹介）

【担当者】
戸塚区明るい選挙推進協議会事務局
戸塚区総務課統計選挙係　木村、綿貫
電話　045-866-8315
メール　to-toukei@city.yokohama.lg.jp

【資料5】

戸塚区総務課統計選挙係　別紙１

令和９年度戸塚区明るい選挙推進協議会
推進員推薦名簿

次のとおり本人の了解を得て「戸塚区明るい選挙推進協議会」の推進員を推薦します。

推　進　員

氏　名	住　所	電　話

戸塚区明るい選挙推進協議会会長　宛

地区（団体）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【資料5】

横浜市戸塚区明るい選挙推進協議会　規約

（名　称）

第１条　本会は、横浜市戸塚区明るい選挙推進協議会と称する。

（目　的）

第２条　本会は、民主主義の基盤である明るい選挙の実現、及び区民の投票参加の推進を期し、自主的な選挙啓発運動を強力に展開することにより、広く区民の間に明るい選挙の意識を醸成することを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、第２条に定めた目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　平常時における明るい選挙啓発事業

(2)　各種選挙時における明るい選挙啓発事業

(3)　その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業

（会　員）

第４条　本会の会員は次のとおりとする。

(1)　推進委員　２０人程度
別表１に掲げる団体の代表者または代表する者及び参与が推薦する者

(2)　推 進 員　６０人程度
別表２に掲げる団体から推薦された者及び公募による者

（役　員）

第５条　本会に次の役員を置く。

(1)　会　長　　１人

(2)　副会長　　２人

(3)　監　事　　１人

(4)　企画運営委員長　１人

２　役員は推進委員の互選により選任し、その任期は会員の任期による。ただし、再任を妨げない。

３　会長は会を代表するとともに、総会及び推進委員会を統括する。

４　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

５　監事は会計を監査する。

６　企画運営委員長は、本会の事業を円滑に実施するため、推進員等によって構成される事業部会及び企画運営委員会を統括する。

７　役員の任期が満了し、新たな役員が選任されるまでの間は、第２項の規定に関わらず従前の役員が引き続きその任に当たる。

（参　与）

第６条　この会に参与を置く。

2　参与は横浜市戸塚区長及び同副区長を充て、事業達成に必要な援助、協力をするとともに会議において意見を述べることができる。

（任　期）

第７条　会員及び役員の任期は４月１日からの２年とし、再任を妨げない。

2　会員及び役員が辞任するときは書面をもって行い、会の承認を得ることとする。

3　任期途中で会員及び役員が交代した場合は、新会員及び新役員の任期は、残期間とする。

（組　織）

第８条　本会の事業を円滑に推進するため、本会に次の機関を置く。

(1) 本会の重要事項を審議し、決定する最高機関として第４条に規定する会員全員で構成される総会を置く。

(2) 本会の全般的な活動を審議、決定する機関として第４条に規定する推進委員を構成員とする推進委員会を置く。

(3) 本会の事業を円滑に行うため企画運営委員会を置き、各事業の企画及び実施のために、推進員等で構成される事業部会を事業ごとに設置する。

（会　議）

第９条　本会の会議は、総会、推進委員会、企画運営委員会、事業部会とし、次の各号に基づいて開催する。

(1)　総会

総会は、毎年１回会長が招集し開催する。

(2)　推進委員会

推進委員会は、必要に応じ会長が招集し開催する。

(3)　企画運営委員会

企画運営委員会は、委員長が必要に応じ開催する。

(4)　事業部会

事業部会は、必要に応じ、各事業部会ごとに部会長または企画運営委員長が開催する。

2　前項の会議における決定は、出席者の過半数の同意をもって行う。

（会　計）

第 10 条　本会の経費は横浜市補助金をもって充てる。

2　予算の編成は、総会の承認を得なければならない。

3　前年度の収支決算は、監事の承認を経て総会に報告し承認を得なければならない。

4　本会の会計年度は４月１日から翌年の３月３１日までの期間とする。

（事務局）

第 11 条　この会の事務局を横浜市戸塚区役所総務課に置く。

2　事務局長は、戸塚区総務課長をもって充てる。

3　事務局次長は、戸塚区総務課統計選挙係長をもって充てる。

4　事務局の事務は、戸塚区総務課統計選挙係員が、会長及び上司の命によりこれを行う。

（補　則）

第12条　この規約に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、推進委員会に諮り会長が定める。

２　この規約の改正は、推進委員会において出席者の過半数の推進委員の同意を必要とする。

（附　則）

この規約は平成１９年４月１日から施行する。

この規約は平成２０年４月１日から施行する。

この規約は平成２５年４月１日から施行する。

この規約は平成２７年４月１日から施行する。なお、この規約の改正前に、従前の規約に基づいて決定された事項で、施行日以降も引き続き効果を生じるものは、別に定めのない限り、改正後の規約に基づくものとみなす。

（附　則）

この規約は平成３０年４月１日から施行する。

この規約は令和３年４月１日から施行する。

【資料5】

別表１（第４条関係）

・戸塚区連合町内会自治会連絡会
・戸塚区選挙管理委員会
・戸塚区青少年指導員連絡協議会
・戸塚区 PTA 連絡協議会
・戸塚区消費生活推進員
・戸塚区老人クラブ連合会
・戸塚区スポーツ推進委員連絡協議会
・戸塚交通安全母の会
・戸塚区子ども会連絡協議会
・戸塚区社会福祉協議会

上記各団体にそれぞれ１名ないし３名の推薦を依頼する。

別表２（第４条関係）

・戸塚区青少年指導員連絡協議会
・戸塚区 PTA 連絡協議会
・戸塚区消費生活推進員
・戸塚区老人クラブ連合会
・戸塚区スポーツ推進委員連絡協議会
・戸塚交通安全母の会
・戸塚区子ども会連絡協議会
・戸塚区社会福祉協議会
・戸塚区内各地区連合自治会町内会（18 地区）

上記各団体にそれぞれ２名程度の推薦を依頼する。

戸　塚　区

戸塚区明るい選挙推進協議会は、明るい選挙の実現と区民の積極的な投票参加を目指し、３部会に分かれて各種啓発活動を行っています。

戸塚ふれあい区民まつりではキャラクター模擬投票を実施し、家族連れを中心に多くの方にご参加いただきました。また、推進委員・推進員を対象に、より選挙に対する知識を深める研修会を実施しました。さらに、区内大学の学園祭へ選挙ブースを出展し、特に投票率の低い 20 代をターゲットにした啓発を行いました。

そのほか、区内の学校へ生徒会選挙等のための投票器材の貸出し、出前授業を行うなど若年層への啓発にも取り組んでいます。



▲ 戸塚ふれあい区民まつり


▲ 明治学院大学戸塚まつり


▲ 明推協推進員等研修会

●常時啓発事業

開催月	事業名	事業内容	参加人数・備考
令和6年4月	戸塚区明るい選挙推進協議会総会	全推進委員・推進員を対象とした総会。令和５年度の事業実績と収支決算報告及び令和６年度の事業計画と収支予算について審議、決定。	
令和6年5月	明治学院大学戸塚まつり（第２事業部会）	選挙意識に関するシール投票や若い世代に活用いただきたい選挙制度の紹介を行う選挙啓発ブースの出店。啓発物品の配布。	来場人数：329人
令和6年11月	戸塚ふれあい区民まつり（第１事業部会）	模擬投票や啓発物品の配布を行う選挙啓発ブースの出展。	来場人数：1,113人
令和7年1月	明推協推進員等研修会（第３事業部会）	推進委員・推進員を主な対象とした講演およびワーク形式の集合研修を実施。 テーマ：データと事例から考える投票率 UP 講師：西野偉彦氏（株式会社第一生命経済研究所）	参加人数：40人
通年	『未来の有権者』育成事業	区内小学校・中学校・高校を対象に、生徒会選挙等でより実際に近い選挙を体験してもらうために、投票箱や記載台等の機材を貸出し。 中学校　：８校 高等学校：１校	
通年	出前授業	選挙に関する出前授業を実施。 小学校　：小雀小学校、ほか４校 高等学校：戸塚高校	小学生：計370人 高校生：43人
通年	中学生職場体験	実際の投票器材を使用し投票事務、開票事務の職業体験を実施。 令和７年１月：大正中学校	中学2年生3人
通年	明推協通信	推進委員・推進員向けの明推協の機関紙を年３回（７月・12月・３月）発行。	

●参院選・市長選挙時啓発事業

事業名	事業内容
街頭啓発 「ザ・イコット」	JR・市営地下鉄戸塚駅・JR 東戸塚駅にて、通行人にポケットティッシュを配布しながら、投票参加の呼びかけを実施。
広報よこはま戸塚区版、区 X、区ホームページによる啓発	投票日、当日投票時間のほか、期日前投票と不在者投票、期日前投票所の広報を実施。
タウンニュースへの掲載	投票日当日の投票時間、持ち物のほか、戸塚区・泉区それぞれの期日前投票所について啓発を実施。
エフエム戸塚による啓発	区選挙管理委員会がラジオ番組に出演し、投票を呼びかけ。
横断幕・懸垂幕の掲出	戸塚駅周辺３か所、西武東戸塚 S.C. に、投票を呼びかける横断幕及び懸垂幕を掲出。
期日前投票所混雑可視化システムの試験導入	期日前投票所の混雑状態がリアルタイムで分かるシステムを、HP にて公開。

私たちは

戸塚区 明るい選挙推進協議会 です！

私たちは
1　きれいな選挙の実現
2　積極的な投票参加
3　政治･選挙への意識の向上
　　を目標とした活動を行っています。



明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

主な活動内容紹介

選挙の啓発（投票体験）



戸塚ふれあい区民まつりに体験ブースを出展し、選挙キャラクターの模擬投票を実施しました。

若年層への啓発



明治学院大学の大学祭で選挙に対する意識調査（シール投票）と啓発物品の配布を実施しました。

選挙時の街頭啓発



選挙執行の際には戸塚駅・東戸塚駅で、推進員が投票への呼びかけ啓発を行っています。

せんきょフォーラム



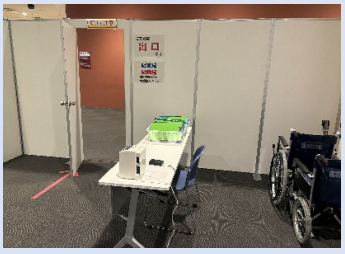
戸塚区内の小学校で、給食やデザートをテーマとした模擬投票を実施しました。

推進員等研修会



選挙啓発の意識を高めるため、推進員を主な対象とした研修会を開催しています（年一回）。

期日前投票所立会人



選挙時には、可能な範囲で戸塚区内の期日前投票所の立会人従事をお願いしています。



せんきょにイコット！
「イコットちゃん」

戸塚区明推協は、３つの部会ごとに、戸塚区の投票率向上に向けた取り組みや活動を日々行っており、小学校での模擬投票（せんきょフォーラム）も実施しています。
詳しい内容については、戸塚区ホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。

戸塚区民の皆さま、次の選挙はぜひ投票に行きましょう！



横浜市選挙管理委員会のマスコット
イコット Jr.（ジュニア）

Q. 明推協は、どのように活動しているの？

A. 戸塚区では3部会に分かれ、月1回の活動をしています！

まつり部会（第１事業部会）



第１事業部会は、戸塚ふれあい区民まつりで選挙啓発ブースの出展を行っています。火曜日を中心に月１回のペースで定例会を行い（休会になる月もございます）、出展の企画・準備をしています。
出展当日は、模擬投票の運営や選挙啓発チラシの配布を行っています♪

若年層部会（第２事業部会）



第２事業部会は、明治学院大学の大学祭や戸塚高校の文化祭で選挙啓発ブースの出展を行い、若年層をターゲットとした啓発活動を行っています。金曜日を中心に月１回のペースで定例会を行い（休会になる月もございます）、出展の企画・準備をしています。
出展当日は、ブースの運営を行っています♪

研修会部会（第３事業部会）



第３事業部会は、推進員等を対象とした研修会の企画・運営を行っています。月曜日を中心に月１回のペースで定例会を行い（休会になる月もございます）、毎年冬頃に開催する研修会に向けてテーマや講師の検討を行っています。
研修会当日は、会場の準備や運営を行っています♪

総会

毎年春頃に、総会を開催しています。一年に一度、戸塚区明推協の皆さまが一堂に会する機会です！



今年度の研修会について、ご興味のある方は体験参加も可能です。事務局までお問い合わせください。
日時：令和９年１月 25 日（月）
場所：戸塚区役所
講師：横浜市選挙管理委員会事務局　調査課長
研修テーマ
「明るい選挙推進協議会の活動と選挙啓発について」
※ご所属の自治会町内会・所属団体をお伺いします

※参加希望の部会所属とならない場合があります。また、定例会の曜日は変更となる場合があります。

皆様のご参加をお待ちしています！



【事務局】　戸塚区役所総務課統計選挙係
TEL　045-866-8315
E-MAIL to-toukei@city.yokohama.lg.jp

▲　戸塚区明推協のページ